

第 1 2 7 号議案

東京都後期高齢者医療広域連合の設立について
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

東京都後期高齢者医療広域連合の設立について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 7 条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）第 4 8 条の規定及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第 3 6 条第 1 項の規定により、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、・飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、改正後の高齢者医療確保法に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務を処理するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、東京都後期高齢者医療広域連合を設立する。

（提案理由）

関係区市町村と広域連合を設立するにあたり、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提

出いたします。